

平成26年2月25日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会産業厚生常任委員会  
委員長 中 島 里 司

## 所管事務調査について

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 調査事項      ①水道事業のGISシステムについて  
                    ②延長保育と預かり保育の対応について

2. 調査期日      平成26年2月3日

### 3. 調査の結果

#### 【水道事業のGISシステムについて】

担当課よりシステムの概要説明を受けた後に、役場庁舎1階水道課にてシステムの現地視察を行いながら調査を実施した。

本町の上水道事業は清水市街に供用された昭和45年から現在に至るまで40年以上が経過している。水道の管路のほとんどが地下に埋設されており、管路を把握するためには、管を直接目視できないことから管路の図面や台帳を基に行っていた。その中で管路のデータのほとんどが紙によるものであり、時間の経過とともに管路などの位置を示す重要な図面等のデータが劣化していることへの対応が

喫緊の課題となっていた。また、年々増える図面や資料を保管するにも事務所内の保管する場所は限られており、図面等の一部は上水道施設などの別な場所へ保管をしている現状にある。そうした中で、町民や業者から問い合わせがあった場合でも、迅速に対応ができるようにと 10 数年前から新しいシステムを導入する検討が行われていた。しかし、当時は管路地図などに多様な情報を掲載できるようなシステムではなかったことから採用までには至っていなかったが、平成 27 年度から上水道事業と簡易水道事業を統合することとなり、経営統合に向けて水道施設に対しての資産評価や資料の整備が必要となったことから、新たなシステムとしてGISを導入することになった。

導入に関しては、様々なメーカーから資料や見積りを取り寄せるなどを行って検討をしたが、そのほとんどがメーカー独自で開発した専用のソフトウェアとなっていることから、多機能ではあるが高額なシステムとなっており、メーカーに委託をして毎年データの修正を行っていく際にかかるコスト的な要素からも、すぐに採用をするまでには至らなかった。

今回導入した新しいシステムについては、市販されているソフトウェアをベースとして作成をしたものであり、購入後も担当課職員の手によってデータの追加・修正ができるものとなっているため、独自開発されたシステムよりも安価で、更に本町で求める機能を有することができるシステムとなっている。

このシステムは上水道だけでなく下水道施設においても応用することが可能であり、将来においては農村部に広がる農業用水施設への対応も可能で、その実施が早急に望まれるところでもある。

GISとは、「Geographic Information System」の頭文字をとった略称であり、日本語では地理情報システムと呼ばれるものである。地理情報に対して、様々な情報を可視共有するための情報技術であり、文字や画像などと地図を結びつけて、コンピューター上に再現することができるため、地図を見た時にひと目で様々な必要情報を確認できるものである。

水道事業へのシステム導入後の主な利点としては、図面一つから管の更新状況を把握することができるようになっている。また、システムに組み込んだ布設年度や過去に漏水修理を行った履歴をデータベースから抽出することによって、常に正しい情報に基づいた計画が立てられることになっている。水道メーターの取替えに対しては、従来の更新情報に加えて取替え対象のメーターの設置位置までがわかるようになっており、漏水事故があった場合においては、水道管バルブの開閉状況などを表示することによって、今まで以上に適切な処置を行うことができるようになっている。

心配されていた過去からの重要な図面等のデータの保管に関しては、図面原本の劣化は避けられないものの、スキャニングなどのデジタル化を行うことによって、恒久的にデータを保管できるものとなっている。その他デジタル化によってデータ検索時間の大幅な短縮と、データの収納場所がパソコンサーバーに保管されることとなったために執務室の省スペース化が図られている。

1995年におきた阪神淡路大震災において、神戸市水道局が入っていた庁舎のフロアが押し潰されたことにより、給配水の図面等の資料入手が困難になり、ライフラインの復旧に大きな支障が生じていた。本町のGISにおいても現在はデータを保管するためのサーバーが1台しかないが、有事に対応するためには、複数のサーバーを別に保管することやクラウド化などの方法によりデータを保護・保管することが必要だと考えられる。

GISの地図上には、水道の管路図だけでなく一つの地図上に何層にもデータを重ねることができるため、航空写真や高齢者等の住宅分布図、老朽化した廃屋や防災施設などの位置情報を貼り付けることができる。今後このシステムを活用して、様々なデータの収集に努めることにより、清水町の防災対策などにも活用することを望むものである。

#### 【延長保育と預かり保育への対応について】

平成26年度から実施予定の保育所での延長保育と平成25年7月

から実施されている幼稚園での預かり保育について、担当課から現在の状況と開始に向けての準備状況の聞き取り調査を行った。

延長保育については、保育所や幼稚園に子どもを預ける保護者の様々なニーズに対応するために実施されており、共稼ぎ世帯の増加や社会的ニーズへの対応から、本町においても子育てをしやすい環境づくりとして行う事業である。

4月から実施予定の延長保育では、現在は午後6時までを預かり時間としていたが、改正により午後7時まで保育を延長できるものとしている。午後6時を超える保育については、事前申し込みを必要とし、午後6時を超えた1時間については300円を徴収することとなっている。その延長に伴って、学童保育所においても同様に1時間の延長となり、利用料金についても1時間300円を徴収する予定となっている。

徴収する料金は、保育料や保護者負担金が無料となっている世帯については無料としている。

幼稚園の預かり保育については、昨年7月から実施しているが、保育所の延長保育と同様に、延長する時間に対して1時間300円を徴収している。利用の申し込みについては、前日の午前中までの申し込みと決められており、職員配置の関係上前日までとするものである。

幼稚園では曜日によって降園する時刻が変わってくるが、開園しているどの曜日であっても最大午後3時30分までの預かり保育の延長を認めている。預かり保育については、預ける保護者の事由などを制限することはなく、私的な事由での利用についても認めているが、幼稚園の休園日においては預かり保育は実施していない。

預かり保育を開始した後は、多くの利用を見込んでいたが、開始から現在までの利用状況は月の平均利用人数は約4人、平均利用時間は約1時間30分となっている。

利用人数が増えてくれば職員の増員も要望するところであるが、現在のところはそこまでには至っていない。

保育所の延長保育においては、午後6時降所となっていたところ

を、午後 7 時降所へと延長をすることになり、入所児の夕食について懸念される場所である。そのことに対して担当課からは、他町においては軽食を提供する自治体もあるようだが、本町では職員数が足りないため、保育所での夕食の提供はできないことから、対応としてはおやつを与える時間を工夫するしか方法がないとのことだった。午後 7 時という時間は入所児にとっては決して早い時間ではないことから、降所後は速やかに食事をとっていただくことを保護者にも伝えていくとのことだった。

また、調査の中では、保育を延長することによって、町が目的とした事由ではなく、これまで利用を必要としていなかった保護者までが安易に制度を活用することにより、親子の絆に関して危惧される点を指摘したところ、延長保育については止むを得ない場合に限り利用を認める形で進めたいとして、入所説明会などで保護者に対し、制度を理解していただく対応をするとのことであった。

委員からは、職員体制などに多少の余裕を持たせた中で幼稚園や保育所の運営を行うことが必要ではないかとの意見が出されたが、現在も幼稚園及び保育所の勤務体制や運営に関しては、職員同士が意見を出し合って改善を検討していく方向で進んでいるとのことであった。

平成 26 年度からは延長保育の実施とともに、保育料の第 2 子無料化に向けての準備を進めているところであり、今後、入所児が増える見込みもあるということで、延長保育に関わる運営体制を含めて、人員の増員を含めた検討が更に必要になってくる。

今後、曜日に関わらず保育を実施する 3 6 5 日保育を行う計画もあるが、町としては保育施設が必要であり、子どもを預けなければならないという家庭があれば、これからも手を差し伸べていく考えであるとのことであった。親子で過ごす時間の大切さについては、保育士・幼稚園教諭が保護者と接する中において、自分の子どもとの時間を設ける大切さを訴えていくとのことだった。